

村山市過疎地域持続的発展計画

（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

山形県村山市

1. 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ. 過疎の状況	2
ウ. 社会経済的発展の方向	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	9
ア. 行政の状況	9
イ. 財政の状況	10
ウ. 施設整備水準等の状況	11
(4) 持続的発展の基本方針	15
(5) 持続的発展のための基本目標	17
(6) 計画の達成状況の評価	17
(7) 計画期間	17
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	18
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19

3. 産業の振興	22
4. 地域における情報化	28
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	30
6. 生活環境の整備	33
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37
8. 医療の確保	41
9. 教育の振興	42
10. 集落の整備	46
11. 地域文化の振興等	47
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	49

1. 基本的な事項

(1)市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本市は、山形県の中央部に位置し、東西 22 km、南北 15 kmの東西に長い形をしており、総面積は 196.98 km²を有している。東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれた南北にひらけた村山盆地の北部で、市の中央部を日本三大急流の一つである最上川が蛇行しながら北へと流れており、流域には肥沃な土地が開けている。四季が明確で寒暖の差が厳しく、冬には雪も多く特に山間部では積雪が 2 m以上に達する区域もある。

②歴史的条件

本市は山形県のほぼ中央に位置し、古くから人の往来が多く、慶長 7 年（1602 年）に開かれた羽州街道の宿場として栄えてきた。また、最上川の舟運は、近世に入って物資の流通が拡大する頃から活発になってきた。米や紅花などの農産物が運ばれ、上方からは塩や反物などが持ち込まれた。明治時代に入り鉄道が敷かれると、流通は舟運から陸路へと移動した。同時に産業も変化してきた。

明治 11 年（1878 年）には廃藩置県を経て楯岡村に北村山郡役所が設置され、同 25 年には楯岡町となり、政治経済の中心となって発展してきた。

昭和 29 年（1954 年）11 月に楯岡町と西郷村、大倉村、大久保村、富本村、戸沢村の 1 町 5 村が合併して新しい村山市が誕生し、同年 12 月に袖崎村、同 30 年 1 月に大高根村が合併、同年 4 月には袖崎地域のうち中五十沢・横内の両地区が尾花沢市に分かれ、10 月には大石田町から新田・西山地区が編入された。昭和 38 年 8 月には大久保の荒小屋地区が河北町に分市され現在に至っている。

③社会的条件

交通基盤は、本市の中央部を国道 13 号が南北に走り、それに沿うように JR 奥羽本線が南北に走っている。平成 11 年には山形新幹線が整備され、また、令和 4 年には東北中央自動車道が全線開通したことによる周辺整備なども進んでおり、利便性が向上している。

本市における人口は、昭和 22 年には 42,777 人とピークに達したが、昭和 25 年以降若年労働者の流出と出生率の低下により年々減少し、令和 2 年には 22,516 人となり、最多時から 20,261 人（47.4%）減少している。年少人口、生産年齢人口の減少が著しい反面、老年人口の割合が高く、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、39.5%（令和 2 年国勢調査）であり、県平均よりも 5.8 ポイント上回っていることから、他地域よりも少子高齢化が進んでいることが分かる。少子高齢化は、社会保障費の増加や、生産力の低下、税収の低下等を招くことになり、地域経済にとって脅威となっている。

④経済的条件

〔 農業 〕

令和 2 年農林業センサスによる農業経営耕地面積は 3,258ha であり、平成 27 年から 131ha（3.9%）減少している。このうち、水田は 2,568ha で耕作面積全体の 78.8%を占めている。農業経営体数については、1,896 戸で平成 27 年から 460 戸（19.5%）減少している。また、個人経営体の世帯員数に占める 65 歳以上の高齢人口の構成比は 45.0%であり、県平均の 41.8%より 3.2 ポイント高く、高齢化が進んでいる。

水稻については、主力品種の「はえぬき」を中心に高品位米作りに取り組んでおり、水稻以外は、園芸作物の産地化が図られており、サクランボ、モモ、スイカ、トマトを重点作物として選定し、生産地としての地位を高めている。畜産では肉用牛の占める割合が高い。

[工業]

経済構造実態調査による令和4年度の市内の事業所数は90事業所であり、従業者数は2,551人である。事業所における従業者の規模は、29人以下の比較的小規模な事業所が全体の72.2%（65事業所）を占めている。

また、令和4年の製造品出荷額は約454億円であり、輸送用機械が最も多く全体の31.7%（144億円）を占めており、食品が22.0%、生産用機械が21.0%となっている。

[商業]

令和3年経済センサスによる商店数は245店であり、平成28年と比べ8店（3.2%）減少した。一方、従業員数は1,178人であり、平成28年より96人（8.9%）増加している。年間商品販売額は、237億円で、平成28年より8億円（3.4%）減少した。地域別の商店数については、楯岡地域が全体の約半数にあたる57.6%を占め、次いで戸沢地域10.2%、大久保地域6.5%、西郷地域が6.1%などとなっている。

イ．過疎の状況

①人口の動向

本市の人口は、昭和22年の42,777人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、令和2年の国勢調査では22,516人となり、最多時から20,261人（47.4%）減少している。この人口減少とともに若年層の市外への流出超過が高齢者比率の上昇を招き、過疎化が深刻度を増している。

人口の動向は、昭和35年から昭和50年までの国勢調査毎に4.0%台～6.0%台の減少、昭和50年から平成2年まで一時的に1%前後の減少となり減少傾向に歯止めがかかったものの、平成2年からは3%台、平成17年からは4%台の減少で推移し、令和2年では8.8%の大幅な減少となっている。

また、年代別に見ると平成27年から令和2年までの間に29歳以下の若年人口が1,031人（18.5%）減少したのに対し、65歳以上の高齢人口が275人（3.2%）増加となっている。

また、地域別にみると、楯岡地域は、合併以来、1万人強の人口を維持しながら推移しているのに対して、それ以外の地域での人口減少が著しいことが特徴としてあげられる。

②これまでの対策

本市では、昭和47年以降、ほぼ10年ごとに総合計画等を策定しており、令和6年度に策定した「第6次村山市総合計画」では、まちづくりの基本理念として「次の世代に引き継ぎ・受け継がれる魅力あるまち」を掲げ、その実現に向けた様々な施策を展開しており、定住促進や子育て支援、新しい「道の駅」や駅西エリアの開発をはじめとしたまちづくりなどの施策の展開を図っている。

平成22年に市の全域が過疎指定を受け、平成22年度から令和2年度までの「村山市過疎地域自立促進計画」をベースとして、令和3年度から「過疎地域持続的発展計画」を策定し、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光施設等の整備、市道・農道の整備、上下水道の整備、消防・防災施設の整備、福祉・保健施設の充実、小・中学校の統廃合、文化施設、体育施設等の整備などあらゆる振興施策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。

③現在の課題

- 人口減少が進行していく中での市民の生活基盤を維持し、安心して生活できる活力あるまちであり続けるため、移住・定住促進のための受け皿づくりを進めることで市民の減少をできるだけ抑制する必要がある。
- 安全安心で快適な市民生活を送ることができるよう、村山IC（インターチェンジ）を生かした駅西エリアの開発や道路交通網等の社会インフラの整備を推進していく必要がある。
- 近年の全国的な自然災害の激甚化に備え、市民が安心して暮らせるよう防災体制の整備を進めていく必要がある。
- 農林業において、高齢化等による担い手不足や農業収入の減少に対応するため、生産性の高い大区画圃場等農業基盤の整備や付加価値創出のための6次産業化、異業種交流の促進を図っていく必要がある。
- 商工業において、付加価値向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組みや雇用確保に向けた取組み等を引き続き支援していくとともに、湯野沢南原工業団地（仮称）の整備や若者の地元定着・地元回帰等を進めていく必要がある。
- 観光面について、東沢公園や最上川三難所エリア等の観光拠点性の向上やインバウンドを含めた着地型観光の展開、村山IC開通を生かした新「道の駅」整備等を進め、新たな魅力づくりや付加価値向上を図っていく必要がある。
- 今後高齢化が進行し、65歳以上人口が全体の半分近くを占めることが見込まれることから、高齢者福祉の更なる充実や医療と介護の連携体制の強化を推進していくことや、保健・医療・福祉活動の担い手について、高齢化等の理由により人手不足が懸念されるため、人材確保に向けた取組みを推進していく必要がある。
- 少子化が顕著になり、学校の小規模化が進むなど、教育環境においてさまざまな影響が見込まれることから、学校統合の推進と統合後の施設利活用や、社会教育施設の集約化について検討を進めていく必要がある。
- 人口減少が進行している中で、今後も引き続き必要な行政サービスを維持・向上していくために、持続可能な行財政運営の推進や行政サービスにおけるDXの推進に取り組んでいく必要がある。

④今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が令和5年に公表した推計によると、人口減少がさらに進んでいく見通しとなっている。限られた財源の効率的運用に努めつつ、下記のような対策にハード・ソフト両面から取り組むことが求められている。

- こどもが健やかに成長できる環境の整備とともに、住みたい・住み続けたいまちの構築を図る施策

- 新たな都市基盤の整備や生活を支える社会インフラの整備、安全安心を備えた体制の構築に加え、豊かな自然環境との共生を推進する施策
- 地域の特性を生かした農林業の推進、活力を生み出す産業の振興や地域資源を生かした観光の振興を行う施策
- 健やかに暮らせる保健医療の充実を図るとともに、支え合う福祉の充実を推進する施策
- 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を振興し、豊かな人間性を育む生涯学習とスポーツの振興を図る施策
- 特色ある地域活動の支援と市民参画を推進するとともに、適正な行財政の改革と行政サービスの充実を図る施策

ウ．社会経済的発展の方向

本市においては、若年層の市外への流出超過が高齢者比率の上昇を招き、過疎化が深刻度を増しているとともに、地域産業の縮小傾向が続いている。こうした状況の中、東北中央自動車道の全面開通により、都市への物流の所要時間が短縮され、特産品である農産物、地場企業や工業団地立地企業における工業製品等の物流の効率化に寄与している。また、日本有数の「東沢バラ公園」や、最上川の景勝地「基点」・「隼」・「三ヶ瀬」の三難所エリア、そして「最上川三難所そば街道」など、全国に誇れる地域資源を生かし、観光交流人口の拡大が期待されている。

そのほかにも、山形新幹線の停車駅である JR 村山駅の西側にあたる駅西エリアの整備が進んでおり、新たな「道の駅」の建設に加え、多様な商業施設等の誘致を推進している。これらの事業を進めることで買い物などの利便性の向上をはかり、市外的大型店に流れていた消費者を市内に呼び戻し、新たな雇用が創出されることなどが期待される。

さらには、産業振興や雇用確保などに結びつけ、地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

(2)人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

本市の人口は、昭和 22 年の 42,777 人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第 1 次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、令和 2 年の国勢調査では 22,516 人となり、最多時から 20,261 人（47.4%）減少している。

29 歳以下の層が平成 27 年から令和 2 年までの間に 1,031 人（18.5%）減少したのに対し 65 歳以上の高齢者が 275 人（3.2%）増加し、少子高齢化が大きな課題となっている。

社人研が令和 5 年 12 月に公表した推計によると、このまま人口減少が継続した場合、令和 32 年には人口が約 11,500 人になる見通しとなっている。出生率の低下や進学や就職などによる転出により結婚や出産の多い若者世代の減少が主な要因と考えられる。令和 7 年 3 月に策定した「村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少時代に対応した戦略的な地域活性化を図るため、①安心して結婚・出産・子育てできる”環境”を整えよう、②住みたい・住み続けたい・訪れたい“ひと”を増やそう、③地域の特性を生かした“しごと”を創出しよう、④快適な暮らしができる持続可能な“まち”を創ろうという 4 つの基本目標を定め、本市が目指すべき将来の方向を示している。

表 1—1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,057	人 32,670	% △16.4	人 31,589	% △3.3	人 28,192	% △10.8	人 24,684	% △12.4
0～14 歳	12,823	6,589	△48.6	5,776	△12.3	3,702	△35.9	2,675	△27.7
15～64 歳	23,514	22,213	△5.5	19,916	△10.3	16,078	△19.3	13,374	△16.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	8,701	6,834	△21.5	4,581	△33.0	3,974	△13.3	2,904	△26.9
65 歳以上(b)	2,720	3,868	42.2	5,897	52.5	8,412	42.6	8,628	2.6
(a)/総数 若年層 比率	% 22.3	% 20.9	—	% 14.5	—	% 14.1	—	% 11.8	—
(b)/総数 高齢者 比率	% 7.0	% 11.8	—	% 18.7	—	% 29.8	—	% 35.0	—

表 1—1 (2) 前回国勢調査からの人口の推移

区 分	平成 27 年	令和 2 年	
	実数	実数	増減率
総 数	人 24,684	人 22,516	% △8.8
0～14 歳	2,675	2,193	△18.0
15～64 歳	13,374	11,389	△14.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,904	2,355	△18.9
65 歳以上(b)	8,628	8,903	3.2
(a)/総数 若年層比率	% 11.8	% 10.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 35.0	% 39.5	—

表 1—1 (3) 人口の見通し



②産業構造と就業人口

本市全体の就業人口は平成 2 年から令和 2 年までの 30 年間で 5,269 人(31.0%)の減少となっている。産業別人口をみると、第 1 次産業では近年の農業情勢を反映し、30 年間に 10.2%の減少、第 2 次産業では 4.1%の減少、第 3 次産業では 13.0%の増加となっている。

第1次産業のほとんどが農業であり、99.5%を占める。第2次産業は、製造業が73.9%、建設業が26.0%を占め、第3次産業は、卸小売業が23.3%、医療・福祉が22.9%の割合となっている。

表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,984	—	人 14,495	% △14.7	人 12,545	% △13.5	人 11,715	% △6.6
第一次産業 就業人口比率	% 23.8	—	% 17.3	—	% 14.4	—	% 13.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.1	—	% 38.4	—	% 37.1	—	% 36.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 36.1	—	% 44.2	—	% 48.3	—	% 49.1	—

※分類不能の就業者等の理由で比率の計は100%と一致しない。

③各産業別の現状と今後の動向

〔 農 業 〕

本市の農家数の推移をみると、平成27年は2,356経営体であったが、令和2年には1,896経営体と約19.5%減少している。農業就業人口は令和2年で1,534人となっており、平成27年から862人と36.0%減少している。農業就業人口のうち74.1%の1,136人が65歳以上となっている。田が経営耕地の約8割を占め、次いで畑、樹園地の順になっており、樹園地の減少がみられる。

今後は、国内外の産地間競争がさらに厳しくなることが予想され、農産物価格の低迷による採算性悪化が懸念される。そのほかにも、農業従事者の高齢化や担い手の急速な減少、鳥獣による農作物への被害などが深刻化しており、地域の営農環境の現状をふまえ、より生産性の高い生産基盤を確立することが求められている。また、所得向上を図るため、生産から加工、流通・販売までの一連の流れを一括して行う6次産業化の推進が求められている。

〔 工 業 〕

本市の工場数（従業員4人以上）は、平成3年の162社をピークに減少傾向となり、平成20年のリーマンショック以降は100社を下回り、令和7年には70社まで落ち込んでいる。従業者数は平成3年の4,195人をピークに減少傾向に転じた。平成20年以降は2,800人前後で推移しており、令和4年には2,522人となっている。製造品出荷額等については、平成4年度以降400億円から500億円台を推移してきたが、平成23年には260億円台にまで落ち込んだ。その後、逡増していき平成30年には約500億円まで増加したが、令和4年には450億円台となっている。

近年は回復基調にあるとはいえ、中国をはじめとした海外との競合や大企業の生産拠点の海外移転など、依然厳しい状況が続いている。このような状況を乗り切るために、地域内外の企業と連携し、技術の高度化やDX化、独自新製品の開発、新分野事業への進出が求められている。

〔 商 業 〕

本市の商店数は、昭和41年の663店を境に大幅な減少傾向にあり、令和3年時点では245店となっている。従業者数は、商店数の減少に伴い、平成26年には1,056名まで減少したが、それ以降は逡増し、令和3年には1,178名となっている。商品販売額は平成9年をピークに、減少に転じている。

消費者ニーズの多様化により、郊外の大型店に消費者が集まり、さらに通信販売や、インターネットによる販売が日常化し、地元での購買割合が減少している。地域住民のニーズに合った魅力ある商店と商店街の活性化が求められている。

〔 観光 〕

本市を訪れる観光客数は年間約 100 万人（令和 6 年度）となっている。特に、全国有数の東沢バラ公園の年間観光客は約 10 万人（同 6 年度）、むらやま徳内まつりの観客動員数は約 14 万人（同 7 年度）となっている。そのほかにも、多目的温泉保養施設クアハウス基点が最上川三難所の一つである基点に立地し、周辺にはグラウンドゴルフ場や市民体育館、遊歩道が整備されている。また、全国的に有名である元祖最上川三難所そば街道や最上川三難所舟下り、最上川美術館など最上川周辺エリアにも豊富な観光資源がある。さらに、大谷地沼（じゅんさい沼）の天然ジュンサイの摘み採り体験には県内外から多くの観光客が訪れている。

今後は、年間を通じた観光客の誘致、通年型観光素材の発掘や開発が望まれているとともに、経済的な波及効果が大きいといわれている宿泊事業のさらなる充実が課題となっている。

(3) 行財政の状況

ア. 行政の状況

本市は、昭和 29 年 11 月に楯岡町と西郷村、大倉村、大久保村、富本村、戸沢村の 1 町 5 村が合併して村山市が誕生し、同年 12 月に袖崎村、翌年 1 月に大高根村が合併、同年 4 月には袖崎地域のうち中五十沢・横内の両地区が尾花沢市に分かれ、同年 10 月には大石田町から新田・西山地区が編入された。昭和 38 年 8 月には大久保の荒小屋地区が河北町に分市され現在に至っている。

本市の人口は、合併した当時は 42,000 人を超えていたが、平成 12 年の国勢調査で、30,000 人を割り込み、令和 2 年国勢調査結果では 22,516 人まで減少を続けている。この急速な人口減少や少子高齢化の進行は、地域のコミュニティの機能を著しく低下する原因にもなっており、これらを抑制するために、雇用の確保や子育て支援、買い物しやすい環境の確保などに取り組むことで、次の世代が市内に住み続けられる生活環境を整備していくことが求められている。

本市の持続的発展のため、令和 7 年 3 月に「第 6 次村山市総合計画」を策定し、若者や子育て世代が住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを推進することとしている。この計画では、だれもが暮らしたいまちづくりや安心して暮らせるまちづくりなど 6 つの基本目標を定め、基本理念の実現に向けた諸施策の進展を図っている。

そのほかにも、多発する豪雨災害や大雪災害などの自然災害に対するなど様々な行政課題解決に向けて、国や県と強力に連携・協力して解決に向かっていくことが重要となっている。

イ. 財政の状況

表 1—2(1)

村山市の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 5 年度
歳入総額 A	12,845,806	13,612,336	18,591,449
一般財源	7,808,681	7,553,487	8,582,385
国庫支出金	1,129,409	1,299,954	1,810,165
都道府県支出金	898,000	842,666	986,424
地方債	1,089,400	1,250,100	1,299,700
うち過疎債	552,400	762,500	936,300
その他	1,920,316	2,666,129	5,912,775
歳出総額 B	11,918,778	12,848,783	17,417,993
義務的経費	5,487,216	5,275,865	5,911,788
投資的経費	1,387,017	1,924,546	2,153,116
うち普通建設事業	1,286,442	1,912,954	2,140,128
その他	5,044,545	5,648,372	9,353,089
うち過疎対策事業費	1,838,316	3,236,629	4,186,674
歳入歳出差引額 C(A-B)	927,028	763,553	1,173,456
翌年度へ繰り越すべき財源 D	37,016	23,330	84,599
実質収支 C-D	890,012	740,223	1,088,857
財政力指数	0.35	0.38	0.35
公債費負担比率	15.7	13.7	11.2
実質公債費比率	13.8	11.0	8.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	91.5	93.9	86.9
将来負担比率	122.6	108.1	20.8
地方債現在高	14,142,939	13,886,648	13,554,359

(注) 上記の区分については、地方財政状況調による。

本市の財政力指数は 0.34（令和 6 年度）で、歳入総額に占める市税収入の割合は 12.2%と低く、地方交付税、国・県支出金及び市債などに頼らざるを得ない財政状況となっている。

また、幹線道路整備等の楯岡まちなか再生整備事業やクアハウス基点等の余暇開発施設関連事業、甕葉プラザ関連事業など大型の事業を継続して実施してきた結果、市債残高が増大し、毎年度の公債費負担が財政を圧迫している。さらに、北村山公立病院への負担金や下水道事業、国保医療事業及び介護保険事業などへの繰出金が年々増加し、財源の確保に苦慮している現状である。

このため、平成 16 年度に「村山市集中改革プラン」を策定し、以後 5 年ごとに計画を見直ししており、直近では令和 4 年 3 月に「村山市行財政改革推進プラン 2022」を策定している。これらの計画により、歳入の確保や人件費をはじめとする歳出の削減、投資事業の重点化を図ってきた。また、平成 18 年度には「村山市公債費負担適正化計画」を策定し、公債費の縮減に努めたことで、地方債現在高に減少傾向が見られる結果となった。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の影響で市税収入等がさらに減少しており、令和元年度には経常収支比率が 90%を超えることとなり、令和 5 年度には多少比率は下がるも、依然として財政の硬直化が深刻な課題となっている。このような状況を市民と共有し、理解と協力を得ながら徹底した行財政改革を進めていかなければならない状況である。

今後は、「第 6 次村山市総合計画」に基づき、基本理念である「次の世代に引き継ぎ・受け継がれる魅力あるまち」を実現するため、引き続き事務事業の見直しや改善、行財政改革の推進、多様な財源の確

保に取り組み、限られた財源を有効かつ重点的に活用していくことが求められている。

表 1—2(2) 主要公共施設等の整備状況

	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和5 年度末
市町村道					
改良率 (%)	56.1	66.5	71.4	74.8	—
舗装率 (%)	78.8	85.5	89.6	91.5	91.5
農 道					
延長 (m)	—	57,470	58,398	57,869	56,960
耕地 1 ha 当り農道延長(m)	7.3	7.3	—	—	—
林 道					
延長 (m)	—	75,228	71,796	78,511	78,510
林野 1 ha 当り林道延長(m)	8.0	8.0	—	—	—
水道普及率 (%)	96.5	99.3	99.6	99.9	99.9
水洗化率 (%)	40.9	59.8	69.6	83.4	89.8
人口千人当り病院、診療所の 病床数 (床)	0.9	0.8	0.3	0.3	0.3

(注) 上記の区分については、公共施設状況調による。

ウ．施設整備水準等の状況

①交通通信施設

<道路>

本市における道路網は、市の東部を国道13号が南北に走り、それに沿うようにJR奥羽本線が走っている。また、市の西部を国道347号が最上川に沿って南北に走っている。市内の道路は、国道36,771m、県道65,632m、市道333,587mとなっており、舗装率は91.5%、それぞれの舗装率は国道100%、県道98.3%、市道は89.3%（令和6年度）となっている。

今後は、駅西開発にあわせた補助幹線道路の整備や楯岡まちなか再生整備事業による楯岡東根温泉線の整備などが予定されており、利便性が向上しつつある。

<交通機関>

本市の民間路線バスは不採算により撤退し、代わりに大高根、西郷、戸沢、富本の住民が協議会方式でバスの自主運行を行ってきた。しかし、赤字額が大きくなり、市が交通弱者対策として、市営バス3路線を運行している。平成25年度にはデマンド方式による乗合タクシーが、富本地域、戸沢地域、大倉地域の一部で運行を始めている。さらに、平成28年度から、公共交通空白地域における買い物弱者対策として、買い物バス運行の実証実験を行い、令和元年度から2路線を市営バスに追加し運行してきた。その後、路線見直しにより1路線減少し、現在は4路線を運行している。

公共交通機関は村山駅を中心として集約している。鉄道は、JR奥羽本線が市の南北に通っており、都市計画区域内には村山駅が、都市計画区域外には袖崎駅がある。また、平成11年には山形新幹線が整備され、村山駅に停車している。高速バスは、村山駅前を発着する便を中心に市内の主要な道路を走っており、新庄～尾花沢～仙台間を結ぶ快速バス「48ライナー」をはじめ、近隣市町村を經由して山形市までを結ぶ路線が民間により運行されている。

＜通信施設＞

情報通信技術（以下「ICT」という。）が急速に発達する中、本市においても、光ケーブルに代表されるような超高速ブロードバンド基盤整備が市内全域に敷設され、超高速・大容量のデータを送受信できる環境が整っている。このような ICT を整備・活用することにより、地理的格差のない教育環境づくり、地域の特産物や観光イベントの情報発信による産業の活性化、災害時等の緊急情報伝達システムの構築、インターネット等を利用した行政サービスの提供など、ICT を活かした新たな地域づくりが可能となることが考えられる。

②生活環境施設

＜水道施設＞

本市の上水道は、昭和 8 年に着工され、その後、4 回の拡張事業を行い現在の給水状況となっている。簡易水道（五十沢、樽石、山の内）については、小規模施設の経営の効率化・健全化を進める観点から上水道との事業統合を行った。

普及率は、令和 5 年度末で、上水道、簡易水道の合計で 99.9%となっており、一部給水が困難な箇所を除いてほぼ全域への給水を可能にしている。

一方で、整備後 30 年以上を経過している施設が多くなり、安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽化した配水管等の布設替えや遠方監視装置（テレメータ）の更新、老朽送水管の耐震化を進めている。また、令和 7 年には大規模自然災害による断水に備え、緊急時浄水施設を整備した。

さらには、駅西エリアの開発に伴い、送水管の移設を行う予定となっている。

＜下水処理施設＞

本市では、快適な生活環境や良質な水環境づくりを進めるため、公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理施設と合併処理浄化槽の個別処理施設による生活排水の処理を進めている。

公共下水道については、市街地やその周辺で生活環境の改善を図る必要がある区域を対象に整備を進め、昭和 62 年度に一部の供用を開始している。一方、農村部については、1 地区において農業集落排水処理施設を整備し、合併処理浄化槽の設置支援と合わせ生活排水処理の普及拡大を図っている。

生活排水処理施設の整備には、地域特性や住民の意向を考慮し各々の事業の効率性及び経済性などを踏まえ適正な手法を選択することとしている。

その結果、令和 6 年度末で生活排水処理施設の普及率は 92.3%となり、県の 94.9%と同程度となっている。

＜し尿・ごみ処理施設＞

し尿・ごみ処理は、本市を含めた東根市、天童市、河北町との一部事務組合である共立衛生処理組合が処理事業を行っている。処理施設は、東根市野田と河北町谷地地区に整備されており、昭和 38 年にごみ処理施設及びし尿処理施設を竣工した。それ以降、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場の整備を行い、平成 22 年にはリサイクルセンターが竣工し、環境に配慮した広域的な廃棄物の処理にあたっている。

さらに平成 23 年に、し尿の下水道投入方式への変更に伴う改造工事を実施するなど、施設の老朽化や時代へ対応するための整備を進めている。

＜児童福祉施設＞

本市における児童福祉施設は、保育園が 3 か所（市立 1 か所、私立 2 か所）、市立認定子ども園が 1 か所、私立認定子ども園が 4 か所あり、入所者数は 521 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっている。共

働き世帯が非常に多いため、就学前児童の施設入所率も高く、時代の変化とともに多様な保育サービスや子育て支援に対するニーズも高まっている。

また、平成28年度より戸沢保育園が指定管理制度に移行し、はやま認定こども園として運営を開始するなど、児童センターの認定こども園化とともに保育施設の効率的な運営と機能強化が図られている。

＜高齢者福祉施設＞

本市の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム 5、老人保健施設 1、多機能型居宅介護 4、グループホーム 2、通所介護 7、認知症対応型通所介護 1、訪問介護 5、訪問看護 1 などがあり、介護サービスが、需要に応じてバランスよく提供されている。しかし、高齢化の進展に伴い要介護者がさらに増加するものと予測される。加えて少子化、核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、より一層施設サービスの需要が高まるものと見込まれる。

＜医療機関＞

本市の医療機関は、一般開業医 14、歯科医 7、休日診療所が 1 つある。また、二次医療機関として三市一町で運営されている北村山公立病院があり、病床数は 290 床となっている。市内の在宅療養支援は充実しているものの、高度な医療を受けるために近隣市町および山形市内の総合病院等への依存度が高い状況にある。

＜消防施設＞

本市の消防本部は、昭和 30 年に発足し常備消防体制が確立された。昭和 51 年から現庁舎に移り、消防業務にあたっている。複雑多様化する災害に備えるべく、消防施設整備計画に基づき消防ポンプ車、高規格救急車、救助工作車、指揮車等の配備を図っている。

また、各地域の消火栓や防火水槽等の消防水利も年次計画に基づき、新設及び修繕を行っている。消防庁舎については、老朽化が激しいことから庁舎の新築移転計画を検討している。

③教育施設

＜学校施設＞

本市には、小学校が 7 校、中学校が 2 校ある。現在、少子化による児童・生徒数の減少に伴って小学校の統合計画が進められており、西部地区の小学校の統合先となる葉山中学校及び東部地区の統合先である楯岡小学校における改修計画が進められている。

また、少子化に伴う高校再編により、県立村山農業高等学校は平成 26 年度より村山産業高等学校として統合新設され、県立楯岡高等学校は平成 28 年 3 月をもって閉校した。

今後は可能な限りトータルコストを縮減した上で必要な改修を行うことが求められており、新学校開校に向けて計画的な整備を進める必要がある。

＜社会教育施設＞

平成 19 年に廃校になった旧山の内小学校の校舎を利用し、平成 21 年に自然体験交流施設「やまばと」がオープンし、多くの方から利用されている状況にあり、今後さらなる利用拡大が期待されている。また、平成 22 年には総合文化複合施設「甕葉（しょうよう）プラザ」がオープンし、施設には市立図書館が併設されており、生涯学習活動の拠点として様々な催し物や各種団体による活動が行われている。

文化発信の拠点として長年多くの市民に利用されてきた市民会館は、平成 18 年に大ホールの耐震改修は行ったものの老朽化による大規模改修が必要になっている。

社会体育施設は、武道館や市民体育館をはじめ各施設の老朽化が進んでおり、それぞれの施設で改修

が必要となっている。

各地区の自治公民館については、地域コミュニティの場のみならず利活用が図られているが、老朽化が進んでいるところもあるため、改修などが必要な施設に対しては支援していく必要がある。

(4) 持続的発展の基本方針

本市の人口は、昭和29年の合併した当時は42,000人を超えていたが、平成12年の国勢調査で30,000人を割り込み、令和2年国勢調査では22,000人台半ばまで減少を続けている。今後、さらに人口減少が進展すると予想されることから、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地域における安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるよう努めていかなければならない。

村山市過疎地域持続的発展計画では、第6次村山市総合計画の基本理念「次の世代に引き継ぎ・受け継がれる魅力あるまち」を基本方針とし、若者や子育て世帯が住み続けたいと思える魅力あるまちづくり、次の世代を担う子どもたちが今後も住み続けたいと思える郷土愛あふれるまちづくりを推進していく。具体的には、以下の6つの「基本目標」をもとに施策を展開していく。

①誰もが暮らしたいまちづくり

本市の人口は年々減少し、少子高齢化の進行や転出超過が続いている状況である。子育ての不安を解消することで出生数の増加に繋げることを目的とし、妊娠・出産・子育て支援のための取組みを進めるとともに、本市で生まれ育つ「こども」の環境の充実を図り、市民が住み続けたいと思える居心地のよい生活空間づくりを進めていく必要がある。

子育て支援医療や母子保健事業を継続することで安心して産み育てられる環境を整備し、保育施設環境の充実、多様な預かり体制の整備や就学支援の取組みを進めるなど、こども・子育て支援の充実を図っていく。

また、宅地造成や住宅リフォーム補助、空き家等の管理・活用の促進による住環境や、公共交通網の維持による生活環境の整備、きめ細やかな除雪の推進をはじめとした雪対策や、移住相談等の移住施策の推進による、住みたい・住みつづけたいまちの構築を進めていく。

②安心して暮らせるまちづくり

東北中央自動車道の開通後、近隣市へのアクセスが向上し、ますます人口転出が進んでいる。そのため、将来的な居住人口を維持していくために「駅西エリア」を含む新たな市街地形成を進めるとともに、市民生活を支える道路交通基盤の充実を図っていく。「駅西エリア」の開発・整備や各種計画に沿った整備を推進することによる新たな都市基盤の整備や、道路の利便性の向上や河川等の都市基盤整備、上下水道の更新等による社会インフラの整備を行っていく。

また、近年の激甚化する自然災害等への対応を強化しながら、安全安心な市民生活の環境を確保する必要がある。常備消防・救急体制・防災体制の充実等による安全安心を備えた体制の構築を推進していく。

さらに、脱炭素社会の形成に向けた温室効果ガス排出量削減による取組みの促進や自然エネルギーの有効活用による豊かな自然環境との共生を図っていく。

③地域産業と観光が盛り上がるまちづくり

豊かな自然環境を背景とした農業は本市の基幹産業であり、持続的な農業を推進しながら農産物等を守り、他産業種との連携等による一層の活用を図っていく。

そのため、新規就農者の確保や担い手の育成、重点作物を中心とした後負荷価値農業の推進等により、地域の特性を生かした農林業の推進を図る。

また、高速道路等の広域交通アクセスの利便性を生かし、積極的な企業誘致活動による新たな産業

の誘致、空き店舗の活用や起業・創業の支援等を進めていく。

さらには、「そば・バラ・徳内ばやし」の三本柱を充実させて既存観光資源のブラッシュアップを図りつつ、新たな魅力づくりや観光地としての付加価値向上の推進を進めていく。

④健やかでやさしいまちづくり

すべての市民が心豊かに健康で長生きできるよう、一層の健康づくりへの取組みを促すとともに、保健・医療・福祉の連携を推進し、住み慣れた場所で安心した生活を送ることができる環境を整え、健やかに暮らせる保健医療の充実を図る。

また、高齢化社会と多様化する福祉ニーズへの対応として、地域の繋がりを強化しながら支え合い、助け合う体制と相談窓口の充実を図る。そのため、地域全体でお互いに支え合える「地域共生社会」に向けた取組みを進め、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、見守り体制の充実や相談窓口の整備、在宅医療と介護の連携など、地域全体で高齢者を支える体制の構築を図る。

また、障がいの有無に差別されることなく自立した生活や活動範囲を広げられるよう、医療、福祉、教育、就労などの各分野において効果的な支援体制の構築を図り、障がいの特性に配慮した総合的な支援を進めていく。

⑤未来を担う人を育むまちづくり

こどもたちの未来を拓く確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成するため、教育の充実や環境の整備など、様々な取組みの実施を図る。そのため、知識技能の確実な習得と探究的な学びを通した未来を拓く確かな学力の育成や、デジタル技術等を活用した学校教育の更なる充実を推進し、安心して学びに励むことができる学校施設環境を整えるなどの教育の振興を図る。

また、市民の学習機会の拡充による豊かな人間性の醸成や青少年の地域活動の促進によるリーダーの育成等により、市民の誰もが豊かな人間性と確かな知識を習得できるような生涯学習事業に取り組むことを図るとともに、市民がスポーツに親しみ、生涯にわたり健全な体と心を培える環境づくりを進めることで、生涯スポーツと競技スポーツの振興や各種団体の育成、環境の整備を図っていく。

⑥地域とともにつくる持続可能なまちづくり

人と人とが繋がりあい、本市の特色を生かしたまちづくりを進めるとともに、健全で効率的な行財政運営のもの、職員の資質向上による行政サービスの充実を図っていく。

特色ある地域活動の支援と市民参画の推進のため、各地域が特色を生かして自立した活動を推進するよう、各地域まちづくり協議会及びコミュニティ団体等の運営や多様な活動を支援し、また、地域活動の拠点となる各地域市民センターの機能強化等を図っていく。さらに、甕葉プラザ等における地域間・世代間交流を促進し、市政への市民参画機会の拡充や市政情報の効果的な提供を図っていく。

また、デジタル技術を利用した内部事務の効率化や行政手続きのオンライン化等による効率的な行政サービスの提供により、適正な行財政の改革と行政サービスの充実を図っていく。

(5) 持続的発展の基本目標

①人口目標

令和13年3月31日時点の人口目標を、18,394人とする。

第6次村山市総合計画で掲げている将来目標人口を踏襲する。本計画の登載事業を適切に実施することで、人口減少を抑制し人口目標の達成を目指す。

②駅西エリア開発に関する目標について

本市の持続的発展の中心事業となるのが駅西エリア開発事業である。新「道の駅むらやま」（仮称）の整備を含めた駅西エリアの開発は、多様な商業施設等の誘致による買い物環境や日常の利便性の向上、周辺道路環境の整備による交通基盤の向上に加え、新「道の駅むらやま」（仮称）における観光振興の拠点整備により新たな人の流れの創出と地域経済の活性化など様々な効果が期待される。

以上のことから、本計画の基本目標として、駅西エリア開発事業の推進を掲げる。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の終期となる令和12年度末に目標の達成状況に関する評価を行う。

関連事業の実施状況を調査し、目標の達成状況における影響について分野ごとに分析・評価する。結果については、庁内で情報共有を図り、その後の事業立案に寄与させるものとする。

駅西エリア開発に関する目標については、定期的に開催される検討会においても進捗報告を行い、課題の抽出や精査を行い、目標達成に向けた検討を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においても、「村山市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設等の維持・管理・有効活用を図っていく。

【村山市公共施設等総合管理計画 基本方針（抜粋）】

①施設の長寿命化

公共施設等の老朽化と小学校統合に伴い、今後 10 年間では大規模改修と統廃合への対応が集中し、その後は建替え時期を迎える施設への対応が必要となります。限られた財源の中では、一斉に訪れる建替えや大規模改修に、短期間で対応することは困難です。

このことから、事業費を縮減するとともに、年間の財政負担を可能な限り平準化するため、今後とも継続して活用する施設については適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。また、建替えや大規模改修については、必要性や集約化を検討するとともに優先順位をつけながら対応していきます。

②施設の総量管理

厳しい財政状況が続く中、現在保有するすべての公共施設を保持し、管理・運営していくことは非常に困難です。また、人口減少が進むにつれ、公共施設の役割や必要性が変化していくものと考えられます。

このことから、公共施設の統廃合や複合化、計画的な新規整備の実施、広域連携などにより、市保有施設の総量管理と最適化を図ります。

③施設の有効活用

第6次村山市総合計画で示すとおり「次の世代に引き継ぎ、受け継がれる魅力あるまち」を目指すためには、多様化する市民ニーズに適切に対応していくことが求められます。

このことから、市民ニーズを的確に把握していくとともに、経営的な視点を持ちながら、行政サービス提供の拠点となる公共施設を最大限に有効活用していきます。

２．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現況と問題点

①移住・定住の促進

人口減少社会において、地域での経済活動を維持していくためには、移住・定住を推進していくことが極めて重要である。本市では、「最上川三難所そば街道」や日本有数の「東沢バラ公園」、「むらやま徳内まつり」などの魅力あふれる多様な地域資源を有しているほか、令和２年度から実施している「子育てスマイルプロジェクト」による子育て支援など、「誰もが暮らしたいまちづくり」を目指した様々な事業を展開している。

これらの魅力を首都圏等での移住相談会や移住ポータルサイト、SNSなどを活用し効果的に発信することで、移住・定住に繋げていかなければならない。また、全国的に二地域居住などの新たな移住スタイルやワーケーションなど新たな需要が増えてきている。本市においても、これらの需要を取り込むため移住体験プログラム等の移住施策を推進していく必要がある。

②地域間交流の促進

「交流」は地域活性化の第一歩であり、住みやすく、明るくそして良好な生活環境づくりのためには、地域の良さ、地域の力に着目し、市民一人ひとりが交流することが必要である。本市においては総合文化複合施設「甕葉プラザ」及びにぎわい創造活性化施設「Link MURAYAMA」を市民交流の拠点施設として活用し、市全域の賑わいへと繋げていかなければならない。

また、「板そばまつり」や「東沢バラまつり」、「むらやま徳内まつり」など様々なイベントがあり、地域内外を問わず多くの交流客で賑わいを見せている。そのほかにも、東沢バラ公園や最上川三難所、基点温泉等の地域資源も充実しており、温泉や観光農園などを組み合わせた複合的交流環境も整ってきている。

今後は、このような施設、イベント、地域資源等を有機的に結び付け、個人や団体の交流ばかりではなく、地域間交流へと発展していくことが求められている。あわせて、地域の交流活動を牽引するリーダーづくりにも取り組んでいかなければならない。

(2)その対策

①移住・定住の促進

- 「ほどよい田舎」で暮らしやすいまち、子育てしやすいまち、教育環境が充実したまち、といった本市の魅力を市内外に効果的に発信し、若年層の転出抑制や、特に首都圏からの移住者確保に向けた取組みを進める。
- 移住に関する情報提供を強化し、移住・定住の促進、持続可能な地域づくりと活性化を図る。
- 「駅西エリア」に係る、新たな道路の整備と沿道利用の促進、商業施設の進出促進や多様な産業誘致を進めるとともに、観光振興の拠点施設として新「道の駅むらやま」の整備を進めることで、「駅西エリア」に更なる賑わいを創出するとともに、市民生活の利便性向上を図る。
- 移住・交流イベントや販促活動において、UJI ターン等を希望する都市住民向けに、移住相談やPR 活動を実施するとともに、「お試し居住」プログラムを提供する。
- 移住・定住の促進を図るため、外部人材（地域おこし協力隊など）の活用を推進する。

②地域間交流の促進

- 地域情報について、パンフレット、ホームページ等で積極的に情報発信することで交流活動のきっかけづくりを図る。
- ひと・文化・モノが行き交う新たなスタイルの交流（交流連携型地域づくり）を展開すると共にスポーツ・文化・産業等の分野別の広域交流を促進する。
- 総合文化複合施設「甌葉プラザ」やにぎわい創造活性化施設「Link MURAYAMA」を交流の拠点施設として積極的に活用し、市全域の賑わいへと繋げていく。
- 防災支援の相互協定の締結など自治体間の連携施策の推進を図る。
- 地域の交流活動リーダーの発掘と育成を図る。

(3)事業計画

本計画において、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(2) 地域間交流	LinkMURAYAMA施設整備事業	市	
		新「道の駅」整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	にぎわい創造活性化事業	市	
		地方創生推進事業 ＜定住・移住促進事業＞	市	
		中心市街地再生事業 ＜にぎわい創造活性化事業＞	市	
		甌葉プラザ管理運営事業	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		むらやま人の流れ創出事業	市	
		村山産業高校県外生徒受入促進事業	市	
		バラまつりの充実	市	
		仙山交流村山フェスティバル事業	市	
		むらやま徳内まつり振興事業	市	
		アパート等賃貸料補助事業	市	
		Uターン促進事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

3. 産業の振興

(1)現況と問題点

①農業

本市の農業は、水稻を中心として果樹、野菜などの高収益園芸作物を組み合わせた複合経営や畜産等を主体に営まれてきた。その結果、米やサクランボ、スイカをはじめ高品質な多品目の農産物を生産してきている。

国内において農業者人口・農地面積の減少などの生産基盤の脆弱化や国内需要の縮小・国外需要の拡大、大規模災害・新たな感染症の発生など農業を取り巻く環境が変化してきている。本市においても、担い手の高齢化・人口減少が進み、これらに伴う耕作放棄地の増加、深刻化した鳥獣被害、近年の度重なる災害発生などに対応しなければならない状況となっており、多くの課題を抱えている。このような状況で農業の振興を図るためには、より持続性の高い生産基盤を確立することが強く求められている。

地域の担い手の確保として、農業者の所得向上を図るため、令和2年に「村山市重点作物推進協議会」を立ち上げ、市の重点作物として選定した4品目（サクランボ、モモ、スイカ、トマト）の産地化と販路拡大を進め、市を代表する農産物を創出する取組みを進めている。また、県立村山産業高等学校や東北農林専門職大学、同大学附属農林大学校とも連携を密にし、後継者の確保・担い手の育成につなげていくことも必要である。

さらには、担い手の効率的・持続的な営農への支援を図り、農業基盤整備や農村環境整備等の条件整備を行うとともに、農地中間管理機構の機能を十分に活用しながら農地の集積・集約化を進めていかなければならない。一方で、増加が続く耕作放棄地や、深刻な鳥獣被害への対策も必須となっている。

畜産については、素牛価格の高騰が肥育農家の経営圧迫をもたらしているほか、後継者・新規参入者の確保が深刻な状況となっており、対策が必要である。

そのほかにも、平成27年度に「村山市6次産業化推進協議会」を立ち上げ、農業者・工業者・商業者・教育機関等をはじめとする多様な主体と連携し、魅力ある商品開発や新たな販路開拓など6次産業化への意識醸成、人材の掘り起こしに取り組んできた。今後は、農業従事者の高齢化と減少による影響が懸念され、本市の農業を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されることから、生産から加工、販売まで行う6次産業化の役割がますます重要となってくる。

②林業

本市の林業は、就業者の高齢化や担い手が不足していることから、価値ある森林づくりのための早急な対策が必要となってきた。

適切な間伐をはじめとした森林整備の促進や林業の担い手確保など森林経営体制の強化を図ると共に、地元木材の積極的な利活用の促進など総合的な対策を講じていく必要がある。また、教育の森をはじめとする市民の森林に対する理解を深めながら、林業の新たな担い手の育成と市民参加型の林業振興の取組みが求められている。

③工業

本市の工業は、地場企業や工業団地立地企業により支えられてきた。しかし、国内経済は回復基調にあるものの、関税問題や海外との競合、大企業の生産拠点の海外移転など、厳しい経営状況が続い

ている。こうした状況の中、本市では企業の技術・経営等の課題に対応するため、経営指導等の経験豊かな企業支援コーディネーターを配置し、生産システムの効率化・向上のアドバイスや企業間連携、共同受注、地域内受発注などの支援を行っている。

本市の地域経済の活性化や定住促進、雇用の拡大を図るためには、新たな雇用の場の確保が必要であり、その手段として、企業誘致活動の展開や、地域の特色を生かした創業を促進することが必要である。また、地場産業を育成することにより、新規学卒者等の地元就職が可能となり、貴重な人材の流出に歯止めをかけることも必要である。

さらには、工業等を新設、移設又は増設する事業者を支援する「企業立地補助金」や独創的で将来性のある新製品や新商品の開発を支援する「徳内ものづくり支援事業」、企業の競争力や経営力を高めるために行うデジタル化・DX導入を支援する「企業DX推進補助金」等を実施している。このような制度を活用し、既存企業の育成や企業の誘致を行っていく必要がある。

④商業

市民の生活行動圏の拡大や、近隣市への商業集積地の立地により、地元の商店、商店街での消費行動が低迷・減少している。小売店においても経営者の高齢化や後継者不足などにより閉業するところが出ている。

食料品、日用品、雑貨など日常生活に必要な商品を買求めるため、住民が利用しやすい「魅力ある商店」や商店街の活性化は必要であり、創業者の支援や空き店舗の活用など、支援を充実させていく必要がある。

⑤観光

本市の「むらやま徳内まつり」は、毎年8月に開催される本県を代表するまつりとなっている。出演する団体も各地域の広い世代で取り組んでおり、まちづくりの面でも有意義な効果を発揮している。そのほかにも日本有数の「東沢バラ公園」や、最上川の景勝地「碁点」・「隼」・「三ヶ瀬」の三難所エリア、「最上川三難所そば街道」など、全国に誇れる地域資源がある。

今後は、個別にPRしていた各素材を周辺の観光素材と結び付けてエリア全体でPRする活動や、観光看板などの観光インフラや宿泊施設の充実など、誘客増につながる取組みが求められている。また、東北中央自動車道の全面開通による日帰り観光可能なエリアの拡大を好機ととらえ、村山ICを活かした新たな観光ルートの開発なども重要である。

ICTの普及などにより、近年の観光を取り巻く情勢や時代の流れは速く、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）の誘致や観光資源を活かした着地型観光、都市住民に向けての観光プロモーションなど、新たな課題に対応することが必要であり、市民との協働による観光まちづくりの推進が求められている。

(2)その対策

①農業

○農地の保全や担い手確保のため、生産性の向上や付加価値の向上により、「持続可能な農業」「農業所得の向上」に繋がる施策を展開する。重点作物についてはブランド化や気候変動に適応するための支援等を行い、振興を図る。

○農業の持続的な発展のため、基盤整備事業を推進するとともに、生産基盤の保全や鳥獣被害対策など、地域社会が維持されるよう、地域計画に基づいた農村の振興に繋がる取組みを進める。

②林業

- 森林環境譲与税を活用し、適切に管理されていない森林の経営効率化と管理適正化を促進し、地元業者と連携した取組みを進めることで地元産木材を積極的に利用し森林資源の有効活用を図る。
- 技術習得のための講習会や研修会への参加を呼びかけ、林業事業体の育成と森林環境譲与税を活用した林業事業体の活動を支援する。
- やまがた緑環境税を活用しながら、ふるさと教育の森や自然体験事業を実施し、市民が自然環境の保全や協働に関心を持てるように取り組む。

③工業

- 企業支援コーディネーターによる販路拡大や次世代イノベーション創出、経営力向上等への支援により、成長が見込める分野への進出や企業の強みを生かした新製品・新技術の研究や開発、技術革新への取組みを促進することで、ものづくり企業の経営基盤の強化を図り、付加価値の高い産業を創出する。
- 東北中央自動車道開通による交通の利便性を PR しながら、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、村山 IC を生かした工業団地整備など、企業受入体制の整備を推進する。

④商業

- 人材育成や求職者支援セミナー等の若者定着のための事業について検討する。
- 求職者やキャリアアップを目指す人材に対する資格取得の支援を図る。
- 「村山市小規模企業振興基本条例」の基本理念に沿って、小規模事業者の創意工夫と自主的な努力を促し、小規模事業者の発展や経営の安定のための各種補助や資金調達について、制度の拡充を図る。
- 起業者や創業者への支援を充実させながら、空き店舗等を活用した事業展開を推進する。
- 観光業の発展による商業分野への経済波及効果が見込まれることから、観光資源を活用した市産品の開発や販売等への支援、「最上川三難所そば街道」をはじめとする観光団体との連携を図り、観光客の誘致を積極的に推進する。

⑤観光

- バラまつりの充実等による東沢公園の関係人口の増加やむらやま徳内まつりの継承、「そば」をはじめとする食文化の活用など、「そば・バラ・徳内ばやし」の観光の三本柱の充実を図る。
- 「居合道発祥の地」という地域資源を生かしたインバウンド誘客を推進し、農家民宿やゲストハウスを活用した農観連携による着地型観光に力を入れる。
- 最上川三難所エリアの観光資源を活用した最上川周辺の自然を生かしたアクティビティの充実や東北中央自動車道村山 IC 及び新「道の駅」を起点とした広域的な観光の枠組みの構築等を進める。
- 戦略的な情報発信により、市内の観光資源の積極的な PR を行い、観光誘客を図る。

(3)事業計画

本計画において、産業の振興については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	長瀬河島地区用排水施設等整備事業負担金	県	
		大原南地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	県	
		大槇秋山地区農業競争力強化農地整備事業負担金	県	
		大倉地区水利施設等保全高度化事業負担金	県	
		沼田寄込地区農業競争力強化農地整備事業負担金	県	
		寒河江川下流地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	県	
		大林鷺ノ倉地区農業競争力強化農地整備事業負担金	県	
		楯岡北部地区農業競争力強化農地整備事業負担金	県	
		東沢地区防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金	県	
		滝ノ沢地区防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金	県	
		北村袖崎地区水利施設等整備事業負担金	県	
		団体営 サカイ地区農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金	団体	
		団体営 大堤地区農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金	団体	
		団体営 田んぼダム施設整備(水田貯留機能向上型)事業負担金	団体	
	林業	松くい虫防除対策事業	市	
		ふるさと教育の森造成事業	市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	重点作物園芸団地整備事業	団体	
		畜水産振興事業	市	
	(5) 企業誘致	新工業団地整備事業	市	
		村山駅西開発事業	市	
	(7) 商業			
	その他	楯岡まちなか再生整備事業(都市構造再編集中心支援事業)	市	

	(9) 観光又はレクリエーション	中心市街地活性化事業	市	
		東沢公園整備事業	市	
		クアハウス基点整備工事	市	
		道の駅むらやま整備工事	市	
		南郷源泉整備工事	市	
		余暇開発施設維持管理事業	市	
		基点リバーサイド地区交流促進施設活動推進事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣対策活動支援事業	市	
		担い手創造推進事業(協議会事業)	団体	
		担い手創造推進事業(市単補助)	市	
		担い手創造推進事業(移住就農研修支援)	市	
		担い手創造推進事業(農業労働力確保対策)	市	
		農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	団体	
		農観連携「アグリランドむらやま」事業	市	
		6次産業化人材育成事業	市	
		重点作物推進事業	市	
		みどり豊かな森林環境づくり推進事業	市	
		「香りのバラ園」構築事業	市	
		商店街活性化事業負担金	市	
		中小企業振興資金(徳内資金)融資事業	市	
		空き店舗等活用事業補助金	市	
		徳内ものづくり支援事業補助金	市	
		企業立地補助金	市	
		企業DX推進補助金	市	
		資格取得支援事業	市	
		遊休農地対策事業	市	
		農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	団体	
	(11) その他			

(4)産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
村山市全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記（3）のとおり。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

4. 地域における情報化

(1)現況と問題点

①情報化の推進

本市では、平成24年3月に情報化施策をまとめた「情報化推進計画」を策定し、情報通信基盤の整備や市庁舎の情報化などを計画的・合理的に進めている。平成26年度には市全域で光ファイバー網を整備しているが、より多くの市民に利用してもらうことが課題となっている。また、デジタルデバイド（情報機器を使える人と使えない人の格差）に考慮し、わかりやすい・使いやすいシステムが求められている。

行政内部においても、学校教育、地域産業・観光産業、医療・福祉、防災・防犯対策など様々な分野においてデジタル化が進んでおり、より正確に、よりスピーディな行政サービスの提供が可能な体制が整ってきている。今後は、さらなる整備促進とこれらのシステムを効果的に活用することにより、行政サービスのDX化を進めていくことが求められている。

防災行政無線施設については、災害の未然防止、緊急時における迅速な情報伝達などに効果を発揮する施設であるため、平成26年度にアナログ方式からデジタル方式に更新した。音質の向上や新型スピーカー及び電話応答サービスの導入などにより、確実に迅速な情報伝達が図られている。

(2)その対策

①情報化の推進

- 変化の速いデジタル技術の進化を的確に捉え、「村山市 DX 推進計画」に基づき、内部事務の効率化（DX）を優先的に実施し、持続可能な行政サービスを目指しつつ、行政手続き等のオンライン化等にセキュリティ対策も講じながら取組み、市民の満足度向上に繋げる。
- 学校教育、地域産業・観光産業、医療・福祉、防災・防犯対策などの分野において ICT 化を図る。
- 地域住民向けの情報研修、講座等を通じ、デジタルデバイドを解消し活発な情報交流が進む環境を整える。
- 防災行政無線施設の維持管理に努める。
- 光ファイバー網の維持管理に努める。
- 災害時の情報伝達手段の多様化を図る。

(3)事業計画

本計画において、地域における情報化については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	行政サービスDX化事業	市	
		内部事務DX化事業	市	
		コンビニ交付事業	市	
		マイナンバーカードの普及事務及び付帯事務	市	
		窓口現金・キャッシュレス管理業務DX化事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

5．交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点

①道路の整備

道路は社会生活を営む上において最も基本的なインフラ（生産・生活・産業の基盤となる構造物）であり、利便性や災害時等における安全な移動、経済的な影響なども考慮し、計画的に整備することが求められている。新たな道路網の整備とともに、既存の道路や橋りょう等の安全を守るために、長寿命化の推進と効率的な維持補修を行うことが求められている。

また、計画的な道路の整備は、市街地や工業地域、観光地、市街地、各集落等を結び、市全域における交通ネットワークの形成を図っていかなければならない。農林道においても、複雑化する産業構造の中、農林業を支える基盤づくりとして整備を進めていかなければならない。

令和4年度に東北中央自動車道が全面開通し、村山 IC は無料区間内であることから、各地から本市を訪れる交通量が増加することが見込まれる。こうした人の流れを取り込み、産業及び観光振興等につなげるためにも、駅西開発区域に係る道路の整備が求められている。

豪雪地帯である本市にとって、降雪期の道路確保は重要な課題である。特に、定住促進を目的にきめ細やかな除雪を実施しているため、これまでと同様に機械除雪を主力とする除雪体制を充実していくことが必要である。さらに効率的かつ経済的に除雪を行うため、行政と市民の協働による除雪体制の確立が求められている。

橋りょうについては、131箇所（市道）の永久橋があり、今後は老朽化が急速に進むことが予想されるため、事後的な修繕架け替えから、予防的な修繕を行うことにより、橋梁の維持管理に係る費用縮減を図ることが求められている。

②農道の整備

本市の農道は、水稻をはじめ、果樹・畜産など農産物の流通の合理化や農業経営の効率化等に大きく寄与してきている。

国・県の事業を有効的に活用しながら、大型機械による生産性の向上や作業の効率化、快適な農村環境の整備を図るため、農道の計画的な整備が必要である。

③林道の整備

森林は地域資源として林産物の生産だけでなく、水源涵養や環境保全、リラクゼーションの場など多面的な機能を有している。これら機能を有効に発揮させ、森林保全を図るため、効果的な林道網の整備を推進している。

④交通手段の確保

本市では、交通弱者対策として市営バスを運行しており、買物や通院等に活用されている。平成25年には、公共交通機関がない地域に対する新たな公共交通サービスとして、デマンド型の乗合タクシーの運行を開始した。また、令和4年度から市営バスのフリー乗降を導入するなど、利便性の向上に努めている。

今後は、より有意義な公共交通に向けて、地域住民等のニーズを考慮しながら、運行エリアのあり方などについて検討を重ねていく必要がある。

(2)その対策

①道路の整備

- 生活に必要な道路や観光振興に有効な道路を見極め、道路環境を計画的に整備する。
- これまでに引き続き、重要な道路構造物の長寿命化を推進し、車社会の利便性と安全性の向上を図る。

②農道の整備

- 大型機械化による生産性の向上や作業の効率化、快適な農村環境の整備を図るため、計画的に整備を進める。
- 農道の改良整備を行う。

③林道の整備

- 森林の適正管理状況を見極め、林業の生産基盤を確立するとともに森林の保全を推進していくため、計画的な林道網の整備を進める。

④交通手段の確保

- 市民生活の利便性向上を図るため、公共交通網の維持・確保に取り組む。

(3)事業計画

本計画において、交通施設の整備、交通手段の確保については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路			
		道路新設改良事業 大槇バイパス線	市	
		道路新設改良事業 楯岡駅西中央線	市	
		道路新設改良事業 楯岡駅西中央1号線	市	
		道路新設改良事業 楯岡駅西中央2号線	市	
		道路新設改良事業 楯岡駅西中央3号線	市	
		道路新設改良事業 楯岡駅西中央5号線	市	
		道路新設改良事業 楯岡長瀬線	市	
		道路新設改良事業 鶴ヶ町西線	市	
		道路新設改良事業 俵町線	市	
		道路新設改良事業 長島迂回線	市	
		道路新設改良事業 地方事務所笛田線	市	

		道路新設改良事業 赤石境ノ目線	市	
		道路新設改良事業 諏訪山墓地線	市	
		道路新設改良事業 東沢笛田浦線	市	
		道路新設改良事業 東新町南八号線	市	
		道路新設改良事業 裏宿西線	市	
		道路新設改良事業 大沢川線	市	
		道路新設改良事業 小谷地住宅線	市	
		道路施設点検調査補修事業(道路ストック総点検)	市	
	橋りょう	橋りょう維持補修事業	市	
	(2) 農道	農道等補修事業	市	
	(3) 林道	林道維持管理事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	生活交通路線バス対策事業	市	
		地域公共交通整備事業	市	
	(10) その他	県営道路事業負担金	県	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本市の水道施設は、村山広域水道受水に合わせて整備を行っており、法定耐用年数を迎えつつある。また、人口減少による需要の変化、断水リスク等の防災対応、水道事業の広域連携など様々な課題と向き合う必要がある。

山間部においては、水源を山間地の湧水に委ねている状況にあり、近年の山林荒廃などによる水質悪化、渇水期の水量不足、集中豪雨等による施設の被災も懸念される。住民が安心して使用できる水道水を安定して確保できるよう、施設の機能維持について関係機関と連携を図りながら進める必要がある。

② 下水処理施設

本市では、公共下水道について、昭和 62 年度より一部の区域において供用を開始し、計画区域における普及を進めてきている。しかしながら、人口減少の現状を踏まえ、効率的な整備手法を選択し汚水の処理を進めるとともに、老朽化が進む既存施設の延命化を図ることが求められている。

公共下水道のほか、合併処理浄化槽の設置と農業集落排水処理事業による生活排水等の処理に取り組んでいるが、更に環境意識の向上を図りながら引き続き公共下水道等への接続と合併処理浄化槽設置への支援を進めていく必要がある。

③ 廃棄物・し尿処理施設

本市を含め、東根市、天童市、河北町との一部事務組合である共立衛生処理組合が、し尿とごみの処理事業を行っている。処理施設は、東根市野田と河北町谷地地区に整備されており、昭和 38 年にごみ処理施設及びし尿処理施設を竣工した。それ以降、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場の整備を行い、平成 22 年にはリサイクルセンターが竣工し、環境に配慮した広域的な廃棄物の処理にあたっている。さらに平成 23 年に、し尿の下水道投入方式への変更に伴う改造工事を実施するなど、施設の老朽化や時代へ対応するための整備を進めるとともに、ごみの減量化や資源の再利用などを啓発する取組みが求められている。

④ 消防救急施設

本市の消防体制は、常備消防と消防団（団員実数642名（令和7年4月1日現在））で構成する非常備消防からなっている。特に近年は、消防団員の確保が困難となっており、地域の防災力を維持していくために消防団機構改革の推進を図り実行している。

また、自主防災組織の育成や住民の防災意識の高揚を図りながら、多種多様化する各種災害に対応できる総合的な消防、防災体制の充実を進める必要がある。

さらに、消火栓や防火水槽などの消防施設の老朽化が進んでおり、年次計画による更新を行う必要がある。

一方で、救急や救助は増加の一途にあり、これらの救命率の向上を目指す上で救急救助体制の確立と、装備の充実が必要となってきた。

⑤ 克雪

本市は、豪雪地帯対策特別措置法における特別豪雪地帯に指定されており、山間部では積雪が 2 m 以上に達する区域もある。除雪機械や流雪溝の整備や散水消雪施設の修繕・更新が必要とされている。

また、雪国の特性を生かした親雪・利雪事業を検討していく必要がある。

⑥住宅

本市は、定住化推進として「二日町タウン」や「河島山ニュータウン」、「楯岡北町グリーンタウン」、「鶴ヶ町タウン」などを造成・分譲してきた。また、近年は「S*mile（スマイル）タウン二日町」や「S*mile（スマイル）タウン新町」などの新たな宅地造成・分譲を行いながら定住者の確保に努めてきた。今後も、分譲地の早期完売を目指すと共に、宅地需要の動向、地域ニーズ等の把握に努め、周辺環境と定住要件との分析、検証作業を進めながら、民間による開発誘導を含め、新たな宅地開発を検討していく必要がある。

公営住宅については、楯岡中町住宅、楯岡新馬場団地、楯岡小谷地住宅、定住促進楯岡北町団地がある。今後は「公営住宅等長寿命化計画」に沿った事業を実施することが求められている。

今後も若者や高齢者等が安心して生活するため居住環境の整備を進めるとともに、住宅取得等における支援や、市内で増加傾向にある空き家の解体や利活用に対する支援などにより、定住促進に努めていかなければいけない。

(2)その対策

①水道施設

○安全で安心なおいしい水を安定的に供給していくため、老朽化した水道施設の計画的な更新を進める。

②下水処理施設

○河川等の水質悪化を防止しつつ、効率的な下水道施設の改築と更新に取り組む。

③廃棄物・し尿処理施設

○資源循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生を抑制し、資源の再利用や再生利用を行う3Rに取り組む。

④消防救急施設

○常備消防や救急体制、防災体制を充実するとともに、非常備消防（消防団）や自主防災組織等の活性化と消防団機構改革を進める。

○災害時の拠点となる消防庁舎整備の検討を進める。

⑤克雪

○除雪管理システムを適切に運用し、除雪の効率化と冬期間の市民生活における安全・安心の確保に努める。

○老朽化した消雪施設や除雪機械の計画的な更新、除排雪作業を行う除雪オペレーターの人員確保など、持続可能な除雪体制を推進する。

○身近な生活圏域における市民自身の除雪活動に対し、多面的に支援する。

⑥住宅

○日常生活に配慮した利便性の高い住宅地の整備を進めるとともに、子育て世帯等の定住を促すため、住宅取得に対し積極的に支援する。

○空き家・空き地バンクを充実するとともに、所有者等が自ら行おうとする除却の取組みを支援する。

○人口減少が著しい西部地区における宅地造成や生活環境の向上に向けた取組みを促進する。

(3)事業計画

本計画において、生活環境の整備については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道			
		他事業関連管路等整備事業	市	
		村山駅西開発配水管等整備事業	市	
		次世代まちづくり・定住促進配水管整備事業	市	
		緊急時浄水設備整備事業	市	
		老朽配水管(VP管等)更新事業	市	
		電気計装設備整備事業	市	
		重要給水施設耐震化整備事業	市	
		村山駅西開発事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道			
		公共下水道	市	
		駅西開発(ABブロック)下水道整備事業	市	
		駅西開発(新道の駅ブロック)下水道整備事業	市	
		特定環境保全公共下水道	市	
		最上川流域下水道事業	県	
		下水道維持事業	市	
		下水道ストックマネジメント事業	市	
		農業集落排水施設管理事業	市	
		合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(5) 消防施設	署資機材整備事業	市	
		救急資機材整備事業	市	
		消防署車両整備事業	市	
		消防団車両整備事業	市	
		消防団施設整備事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(6) 公営住宅	消防施設修繕整備事業	市	
		消防水利整備事業	市	
		消防庁舎新築整備事業	市	
		S*mileタウン造成事業	市	
		既存市営住宅整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て応援・定住促進事業	市	
		機械除雪オペレーター人材育成事業	市	
		民間賃貸住宅建設支援事業	民間	
		空き家等対策推進事業	市	
	(8) その他	小型除雪機購入補助事業	市	
		流雪溝整備事業	市	
		まちなか空き家再生事業	市	
		老朽危険空き家除却促進事業	市	
		空き家等対策推進事業 (危険空き家応急措置業務)	市	
		空き家等対策推進事業 (特定空き家等代執行業務)	市	
		散水消雪施設修繕更新事業	市	
		除雪機械整備事業	市	
		大旦川内水対策事業	県	
		都市公園管理事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

①子育て環境の確保

子育てを取り巻く社会情勢は厳しく、子育て家庭の孤立、負担感の増大など家庭内の力だけでは十分対応できない状況にあり、子育て家庭に対する社会全体での支援が必要とされている。本市では子育て世代の人口が激減し少子化が進んでいる。このような中、本市では令和2年3月に策定した「村山市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、「こども基本法」に基づいた「村山市こども計画」を令和7年3月に策定した。また、令和2年度から「子育てスマイルプロジェクト」を開始し、子育て世帯への支援を充実させている。次世代を担う子どもたちが健やかに成長するため、家族、地域、学校、職場、行政が連携を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していくことが必要である。

今後は子育て世代のニーズに沿った取組みを積極的に行い、出生率の向上のための取組みや子育て世代が住み続けたいと思えるまちづくりを推進することが求められている。

②高齢者等の保健及び福祉

<保健医療と高齢者対策>

本市では、令和7年3月に「第3次健康むらやま21計画」を策定した。「健康寿命の延伸」や「健康格差の縮小」を目標に、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、関係機関が連携しながら支援する体制づくりが必要である。また、高齢者の疾病と重症化予防の推進が求められており、保健事業と介護予防を一体的に実施していく必要がある。

<介護と介護予防>

令和6年3月に「村山市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定した。高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送れるよう、地域共生社会の実現を目指す地域包括ケアシステムの体制づくりが求められている。また、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対し、地域の身近なところで、包括的な支援を行い、要支援者や認知症高齢者の重度化予防を図ることも重要である。

<高齢者の社会参加の促進>

少子高齢化社会において、地域の活力を維持・向上させるためには、高齢者が生きがいに満ちた生活をおくるとともに、豊富な知識・経験等を活かして積極的に地域活動に参画することが必要である。

このため、日常生活や世代間交流、ボランティア活動等を活性化するとともに、高齢者活動の中心となる老人クラブ活動の充実や生きがいと健康づくり事業など、住み慣れた地域において積極的に社会参画できるよう、関係団体等との連携を図っていかなければならない。

③児童福祉

本市では、令和2年3月に策定した「村山市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、「こども基本法」に基づいた「村山市こども計画」を令和7年3月に策定した。昨今、核家族化や地域での関わりの変化により、妊娠や出産、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭が増えており、安心して子育てができるように、健康診査や相談体制、子育て支援事業を充実させてきた。令和2年度からは「子育てスマイルプロジェクト」に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減や安心して子育てができる環境整備等の支援拡充に取り組んでいる。

また、児童の虐待防止に向け、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体化したこども家庭センターを設置し、子育て窓口を一元化している。今後は、こども家庭センターの切れ目のない相談支援体制を整備し、オンライン等も活用した多様な手段を使ったケース対応が求められている。

さらには、近年、出生数が減少していることから、地域の実情や保護者のニーズに対応した預かり体制の構築や支援が必要な家庭の経済的負担の軽減等、職場や地域など社会全体でこどもの成長を支援し、子育てや仕事がしやすい環境整備が行われるよう、子育て支援事業を推進していく必要がある。

④障がい者福祉

障がい者は年々増加の傾向にあり、障がいの重度化・重複化かつ高齢化が進んでいる。平成17年に制定された障害者自立支援法が、平成25年に障害者総合支援法へ改正され、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援し、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し共生する地域社会の実現を図ることが求められている。障がい者施策については、福祉部門に限らず、保健・医療・教育・雇用・住環境等、市民を含め行政の幅広い分野にわたる連携が必要とされており、障がい者が暮らしやすいまちづくりを推進しなければならない。

(2)その対策

①子育て環境の確保

- こどもや子育て世帯が、心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携強化のもと、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期を通じて、大人になるまでそれぞれの時期に合わせたサービスを提供していく。
- こどもや若者の意見や権利を尊重し、施策に反映できる機会の創出に努める。

②高齢者等の保健及び福祉

<保健医療と高齢者対策>

- 市民が心身ともに健康的な生活を送れるよう、運動や規則正しい食生活の推進、こころの健康づくりや生活習慣病の予防など、健康づくりを促進するための環境整備を行う。
- 市民が地域において安心して生活していけるよう、保健・医療・福祉の連携と強化を推進する。
- 住み慣れた自宅や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるよう、社会参加や世代間交流の推進、地域での見守り体制の充実、高齢者相談窓口の整備、在宅医療と介護の連携を進める。

<介護と介護予防>

- 住み慣れた自宅や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるよう、社会参加や世代間交流の推進、地域での見守り体制の充実、高齢者相談窓口の整備、在宅医療と介護の連携を進める。

(再掲)

- 在宅生活を基本とし、健康増進や介護予防、生活環境の整備、生きがいづくりを推進する。

<高齢者の社会参加の促進>

- 地域包括支援センター等と連携し、各種サービスを充実させるとともに、地域全体で高齢者を支える体制を構築し、孤立を防ぎ、地域の活力を高めることで、高齢者が安心して暮らせる地域社会を実現する。

③児童福祉

- こどもや子育て世帯が、心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携強化のもと、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期を通じて、大人になるまでそれぞれの時期に合わせたサービスを提供していく。(再掲)

○子育て世帯を支える保育施設、多様な預かりを拡充し、こどもを預けやすい仕組みの充実を図る。

④障がい者福祉

- 誰もが障がいの有無により差別されることなく、相互に地域の一員として尊重され、福祉サービス等の利用について、自ら選択、決定し自立した生活ができるよう支援体制づくりを推進する。
- 医療、福祉、教育、就労等の各分野において、効果的な支援体制づくりを図り、障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めるなど、障がいの特性に配慮した総合的な支援を推進する。
- 障がい児を持つ家庭や困難を有する家庭に対して、適切な対応や相談しやすい体制づくり、支援を継続する。

(3)事業計画

本計画において、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する対策は、次のとおりとする。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所			
		放課後児童クラブ施設整備事業	市	
		公立保育園整備事業(施設改修)	市	
		児童遊園管理事業	市	
	(2) 認定こども園			
		公立認定こども園整備事業(施設改修)	市	
	(7) 市町村保健セン ター及び母子健康 包括支援センター	保健センター事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業	重度心身障がい(児)者医療給付事業	市	
		子育て支援医療給付事業	市	
		ひとり親家庭等医療給付事業	市	
		母子保健事業	市	
		子育て世代包括支援事業(こども家庭センター ぽっぴーるーむ事業)	市	
		未熟児養育医療給付事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	市	
		在宅福祉事業	市	
		老人保護措置費関係経費	市	
		障がい者自立支援給付事業	市	
		重度心身障がい児介護者支援金支給事業	市	
		重度障がい者介護者激励金支給事業	市	
		特別障がい者手当等給付事業	市	
		地域子育て支援拠点事業	市	
		子育て世帯支援事業(中学生スタート応援券)	市	
		子育て世帯支援事業(小学校入学応援事業)	市	
		ひとり親家庭等子育て応援金給付金事業	市	
		病児保育利用料助成金	市	
		子育て応援手当支給事業(在宅保育手当)	市	
		障がい児保育受入促進事業	市	
		医療的ケア児受入促進事業	市	
		幼児教育・保育給食完全無償化事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

8. 医療の確保

(1)現況と問題点

少子高齢化社会の中で、介護需要の増大、生活習慣病の増加、疾病構造の変化など、家族形態の変容を背景に、地域の保健・医療・福祉に対するニーズは多様化してきている。

特に、医療に関しては直接生命に関わることであり、より専門的でより高度な医療へのニーズが高まってきている。その中で地域の基幹病院である北村山公立病院との連携強化や、住民ニーズに応えた医療体制づくりが今後の大きな課題である。

また、高齢者が住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携した総合的かつ継続的なサービス提供が必要とされている。

本市の医療機関は、一般開業医14、歯科医7、休日診療所が1つある。また、近隣には三市一町で運営されている北村山公立病院が立地し、病床数は290床となっており、地域の基幹病院として重要な役割を担っている。今後も、住民が必要なときに安心して医療が受けられる医療体制づくりが求められている。

また、市民の健康管理の支援体制を強化するなど健康づくりの取組みにも力を入れる必要がある。市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組み健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ることができる環境整備が求められている。

(2)その対策

- 地域で支える生命を守る体制づくりを進める。
- 市民が心身ともに健康的な生活を送れるよう、運動や規則正しい食生活の推進、こころの健康づくりや病気の予防など、健康づくりを促進するための環境整備を行う。（再掲）
- 市民が地域において安心して生活していけるよう、保健・医療・福祉の連携と強化を推進する。（再掲）

(3)事業計画

本計画において、医療の確保対策として、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	健幸まちづくり事業	市	
		休日診療所運営事業	市	
		北村山公立病院組合負担金	組合	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

9. 教育の振興

(1)現況と問題点

①学校教育

本市では、令和7年12月に「第3次村山市教育振興基本計画」を策定した。これまでの「第2次村山市教育振興基本計画」の基本目標である「豊かな人間性と確かな学力、幅広い教養を身につけた、村山市の未来を拓く人づくり」を受け継ぎつつ、本市の恵まれた自然や、地域に根付く悠久の歴史、豊かな文化を教育活動に生かしながら、未来に向かって魅力あるわがまち「村山」と人々の多様な幸せの実現を目指して、郷土・ふるさとを愛し、新たな未来を想像する人を育てるため、「魅力あるわがまち村山を愛し、未来の作り手として輝き続ける人づくり」を基本目標に定め、様々な取組みを実施している。

急激な少子化に伴い、児童生徒の減少の結果、小学校統廃合の必要が生じていることから、令和6年5月に策定した「村山市小学校統合基本計画」に基づき、令和10年度には西部地区3校を統合して義務教育学校とし、令和11年度には東部地区3校を統合した新たな小学校として開校する予定となっている。

さらに、学校給食については、児童生徒に安心・安全な給食を提供する必要があることから、既存の調理施設を活用しながら計画的な整備・改善を積極的に推進していくとともに、民間委託の導入を図っていく予定となっている。

②社会教育

誰もが、いつでも、どこでも楽しく学ぶことができるよう、学習機会の拡充と施設整備が求められている。図書館、山の内自然体験交流施設「やまばと」について、生涯学習の拠点としての機能を充実させるとともに、新たな視点での有効活用を模索する必要がある。

また、地域コミュニティ活動の充実を推進するため、住民に最も身近な地域市民センターや自治公民館の環境整備と、活動の拠点としての機能を充実させていくことが求められている。

さらに、地域住民が健康づくりや生きがいづくりに励み、心豊かで充実した日々を過ごせるような環境が必要である。住民の一人ひとりが創造性や個性を育むことのできる学習環境と、学習の成果が適切に評価される社会づくりが必要とされている。

③社会体育

生涯を通じて健康で暮らすための運動や、余暇の時間を利用した健康・体力づくりなど、スポーツに対するニーズの多様化が進んでいる。

本市には、村山市民体育館や最上川右岸グラウンドゴルフ場、金谷運動場や楯岡スポーツレクリエーション広場などの社会体育施設があるものの、老朽化が進んでいる施設もあり、補修・修繕による長寿命化を進めていくとともに、適切な維持管理と効率的な運営が求められている。

また、市スポーツ推進委員会を中心としたスポーツ指導者も子どもからお年寄りまで誰もが、気軽にスポーツに参加できるよう、研修を積みながら指導普及に努めている。

今後も、スポーツ施設の維持管理や指導者の育成等、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めながら、市民の健康づくりとスポーツを通じた交流人口の拡大を図るとともに、それに伴う情報発信などを通じたスポーツの振興、さらには産業や観光といった幅広い分野での横展開が発展していくことが期待されている。

(2)その対策

①学校教育

- 社会に対応できる知識技能の確実な習得と、探究的な学びを通じた未来を拓く確かな学力を育成する。
- 様々な体験活動を通して郷土愛を育むとともに、豊かな心としなやかな精神の育成を図る。
- こどもの基本的な生活習慣の確立や食育・体育を通して、健やかな体の育成と体力・運動能力の向上を図る。
- 多様性を尊重し、こども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな支援体制を充実させる。
- 小学校の適正規模の確保・維持及び適正配置とともに、学校施設長寿命化を計画的に進め、安全安心な教育環境確保を図る。
- 教育 DX を推進し、デジタル人材を育成するとともに、デジタル技術等を活用した学校教育の更なる充実を図り、誰もが安心して学びに励むことができる学校施設環境を整える。

②社会教育

- 教育は学校だけでなく社会全体で担うという考え方に立ち、地域住民が生涯教育を実践していく取り組みを図る。
- 市民の学習機会の拡充など、生涯学習の環境整備の継続実施を図る。
- 全世帯の地域活動への積極的参加を促し、地域活動の担い手となるリーダーの育成の推進を図る。

③社会体育

- 市民が身近にスポーツに親しみ、生涯を通じて健全な体と心を培える体制整備を行うとともに、スポーツ施設の適切な配置と管理を実践し、利用者の利便性向上を図る。

(3)事業計画

本計画において、教育の振興については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校校舎等整備事業	市	
		中学校校舎等整備事業	市	
		小学校給食調理機器更新事業	市	
		楯岡中学校長寿命化改修事業	市	
		小学校統合事業	市	
	屋内運動場	屋内運動場等空調整備事業	市	

	(3)	屋外運動場	小中学校屋外運動場整備事業	市			
		スクールバス・ボート	村山市西部地区小中学校スクールバス購入事業	市			
			村山市東部地区小学校スクールバス購入事業	市			
		集会施設、体育施設等					
		公民館	自治公民館整備	団体			
		体育施設	市民スポーツ拠点整備事業(体育館)	市			
			市民スポーツ拠点整備(体育館・武道館以外)	市			
			市民スポーツ拠点整備(村山市武道館)	市			
	(4)	過疎地域持続的発展特別事業	交通安全教育の推進	市			
			小中学校(子育て支援)給食費補助事業	市			
			中学校給食事業	市			
			小学校給食事業	市			
			むらやま夢・体験プラン推進事業	市			
			授業改善・学力向上のためのきめ細やかな支援事業	市			
			むらやまインターナショナル・キッズ事業	市			
			教育ICT環境推進事業	市			
			小学校ICT環境整備事業	市			
			中学校ICT環境整備事業	市			
			ICT教育支援員配置事業	市			
			生涯教育推進事業	市			
			生涯スポーツの普及・市民一人1スポーツの推進	市			
			競技スポーツの推進	市			
			(5)	その他	村山市西部地区小中学校ネットワーク改修整備事業	市	
					村山市東部地区小中学校ネットワーク改修整備事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

10. 集落の整備

(1)現状と問題点

本市には、8つの地域があり、地域ごとに地域づくり活動が展開されている。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、住民の価値観の多様化等により、地域の基盤である自治組織の機能が低下し、組織運営の役員体制や各種行事の開催に支障をきたしている状況である。行政として、地域が活性化していくために地域の主体性を尊重しながら、コミュニティ活動の支援を行っていく必要がある。また、地域づくりの活動拠点づくりの一環として、平成25年度より市民センターが公民館からコミュニティセンターへ移行した。

今後も機能充実を図るため、各地域市民センターの環境整備と長寿命化を進めていかなければならない。

(2)その対策

- 地域で支え合うコミュニティ組織の育成と集落内の交流促進を図る。
- 地域活動の拠点となる地域市民センター、自治公民館等について、引き続き施設や設備、備品等の整備を図る。
- ボランティア・NPOとの協調・協働によるまちづくりを推進する。
- 市民が自然環境への理解を深められる機会の創出と保全活動の推進を図る。
- 良好な地域コミュニティづくりのための地域内交流・世代間交流の活発化を図る。
- 各集落における、自然・文化・歴史を後世に受け継いでいく人材を育成する。

(3)事業計画

本計画において、集落の整備については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域活動推進交付金事業	市	
		各地域活動推進事業	市	
		コミュニティ助成事業	任意団体	
	(3) その他	地域市民センター整備事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

11. 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

①地域文化の振興等

本市には、有形無形の文化財が数多く残されており、市指定文化財は 59 件、県指定文化財 4 件、国登録文化財 2 件のほか、未指定の文化財や歴史遺産が各地域に点在している。これら文化財の保存や継承等を行い、活用を図ることにより、文化財への愛護精神、郷土への愛着と誇りの醸成に努めなければならない。

今後は、文化的遺産や伝統文化を守り伝えると同時に、新たな価値や創造を加えつつ、次世代にどう引き継いでいくかが課題となっている。

その他の文化活動として、音楽・美術・書道など、数多くの芸術文化に携わり、活動している市民が多くいる。優れた技能や生活文化などの文化遺産は、保存のほか、市民によって活用されることにより伝承に結びつくことから、その支援を行う必要がある。

また、市内の文化施設について、老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化や統廃合を含めた検討を進めながら管理・運営することが求められている。

②国外文化交流

本市では、これまでもドイツ・ヴュルツブルク市、オランダ・ライデン市、カナダ・バリー市、ブルガリア共和国などとの国際交流を行い、様々な交流事業を展開してきた。

市内には、「村山市国際クラブ（通称MAGIC）」をはじめ、「村山青少年育成国際交流委員会」があり、国際交流の実践組織として大きな役割を果たしてきたが、現在国際交流クラブは活動を停止しており、団体としての国際交流活動がやや停滞している状況である。今後も、民間主導の国際交流がより推進されるよう、行政として支援していくとともに団体以外の個人の観光交流等の受け入れについても準備をしていながら、国際的に開かれた地域社会の取り組みを推進していく必要がある。

(2)その対策

①地域文化の振興等

○郷土の文化財の適正な管理とその活用を図るため、標示・案内標識等を整備する。また、文化財に対する市民の関心を広め、理解を深めるための事業を推進する。

○優れた芸術鑑賞事業の実施や多様な文化教室の開講など、文化活動に接する機会を創出する。

○各芸術文化団体の活動促進と育成に努める。

○文化活動の成果発表の場づくり、機会づくりを推進する。

○村山市の中央を流れる「最上川」の文化を新たな視点で発信し、村山市の文化芸術の振興を推進する。

②国外文化交流

○次代を担う青少年の国際的視野を広げ国際的に活躍する人材の育成を図る。

○多文化共生がより推進されるよう、国際理解教育や日本語教育を行い、在住外国人と共生できる地域づくりの推進を図る。

(3)事業計画

本計画において、地域文化の振興については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興	(1) 地域文化の振興等			
	地域文化振興施設	市民会館管理運営事業	市	
		最上川美術館管理運営事業	市	
		最上徳内記念館管理運営事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	村山市史サイドブック編集事業	市	
		芸術文化振興事業	市	
		文化財に関する整備・保存・活用事業	市	
		最上川美術館活用促進事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)現状と問題点

①再生可能エネルギーの普及

地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会の推進など、環境問題に対する関心が年々高まっている。本市では省エネ・節電運動に取り組むとともに、平成30年3月に「村山市環境基本計画（第2次）」を策定し、環境に配慮した都市としての取組みを推進している。

今後も、水環境や大気環境などの生活環境の保全対策を進めるとともに、木質バイオマスや太陽光発電システムなどの自然エネルギーの普及が求められている。

(2)その対策

①再生可能エネルギーの普及

- 「村山市環境基本計画（第2次）」に基づいた施策のさらなる展開を図る。
- 環境教育の充実と環境にやさしいエネルギーの活用の推進を図る。

(3)事業計画

本計画において、再生可能エネルギーの利用の推進については、次のように定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	太陽光発電装置設置事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	木質バイオマス利用拡大支援事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	にぎわい創造活性化事業	市	飯葉プラザやLink MURAYAMAを拠点とし たにぎわいの創出と中心市街地の活性化 を図ることで地域の持続的発展に資する もの
		地方創生推進事業 ＜定住・移住促進事業＞	市	お試し居住や奨学金返還支援など定住・ 移住の促進を図ることで地域の持続的 発展に資するもの
		中心市街地再生事業 ＜にぎわい創造活性化事業＞	市	LinkMURAYAMAを拠点とした賑わいの創 出と中心市街地の活性化を図ることで地 域の持続的発展に資するもの
		飯葉プラザ管理運営事業	市	飯葉プラザを拠点としたにぎわいの創出 と中心市街地の活性化を図ることで地域 の持続的発展に資するもの
		地域おこし協力隊事業	市	地域おこし協力隊による地域協力活動で 地域の活性化に貢献することにより地域 の持続的発展に資するもの
		むらやま人の流れ創出事業	市	関係人口の創出を行い移住・定住人口の 裾野の拡充を図ることで地域の持続的 発展に資するもの
		村山産業高校県外生徒受入促進事業	市	県立村山産業高校への県外生徒受入を 促進することにより地域の活性化に貢献 することで地域の持続的発展に資するも の
		バラまつりの充実	市	夏・秋のバラまつりにより観光誘客による 交流人口拡大、地元経済の活性化を図る ことで地域の持続的発展に資するもの
		仙山交流村山フェスティバル事業	市	仙台圏域へPRイベントを開催すること により本市への誘客を図り交流人口の拡大 を目指すことで地域の持続的発展に資す るもの
		むらやま徳内まつり振興事業	市	むらやま徳内まつりの開催により観光誘 客による交流人口拡大、地元経済の活性 化を図ることで地域の持続的発展に資す るもの
		アパート等賃貸料補助事業	市	転入者へ定住支援を行うことにより本市 への定住を促進することで地域の持続的 発展に資するもの
		Uターン促進事業	市	市内企業への就職を支援することにより 本市へのUターンを促進し、移住者を獲得 することで地域の持続的発展に資するも の
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	有害鳥獣対策活動支援事業	市	有害鳥獣対策により、農作物と生産者の 被害軽減を図り、農業環境を整備するこ とで地域の持続的発展に資するもの
		担い手創造推進事業(協議会事業)	団体	農業者、新規就農者及び就農希望者の 経営や生活を総合的に支援することで地 域農業の持続的発展に資するもの
		担い手創造推進事業(市単補助)	市	就農計画における生産経費や認定農業 者の新規認定時の経営発展に要する支 援を行うことで地域農業の持続的発展に 資するもの
		担い手創造推進事業(移住就農研修支援)	市	就農を前提とした研修生受入を行い、市 内就農者を増加させることで地域農業の 持続的発展に資するもの
		担い手創造推進事業(農業労働力確保対策)	市	サクランボ収穫期等の農繁期の人手不足 の解消を図ることで地域農業の持続的 発展に資するもの
		農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	団体	6次産業化を支援し、農産物の付加価値 を高め、農業所得の向上と雇用の創出を 図ることで地域の持続的発展に資するも の
		農観連携「アグリランドむらやま」事業	市	地域資源と農業、観光を結び付け、地域 ぐるみの産業振興・観光誘客を図ることで 地域の持続的発展に資するもの

		6次産業化人材育成事業	市	6次産業化を推進するため、加工技術に係る研修を行い、知識や経験取得を支援する農業人材を育成し、地域の持続的発展に資するもの
		重点作物推進事業	市	重点作物の販路拡大等により就農者の所得向上及び担い手確保を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		みどり豊かな森林環境づくり推進事業	市	自然環境学習や里山の機能回復などを通して森林環境の維持を図り地域の持続的発展に資するもの
		「香りのバラ園」構築事業	市	特徴的なバラの植栽により、東沢バラ公園の新たな魅力を構築し、観光誘客や地域活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		商店街活性化事業負担金	市	商店街のイベント助成を行い、中心市街地の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		中小企業振興資金(徳内資金)融資事業	市	中小企業の運転資金や設備資金を融資することにより市内企業の安定経営を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		空き店舗等活用事業補助金	市	空き店舗を活用した事業者に対し補助を行うことにより産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		徳内ものづくり支援事業補助金	市	新製品の開発経費を支援することにより市内産業の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		企業立地補助金	市	市内への企業立地に対し補助を行い、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		企業DX推進補助金	市	企業のデジタル化・DX導入を支援して産業の振興を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		資格取得支援事業	市	求職者の就職や就労者のスキルアップのために取得した免許等の費用の一部を助成し市民の就労の安定を図り産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		遊休農地対策事業	市	荒廃した農地の再利用へ助成を行うことにより農地の有効活用及び生産意欲の促進を図ることで、農業及び地域の持続的発展に資するもの
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	行政サービスDX化事業	市	手続きのオンライン化や光通信サービスの提供等のデジタル技術により住民の利便性を向上させることで地域の持続的発展に資するもの
		内部事務DX化事業	市	他団体との情報連携や各種オンラインサービスの利用等により庁内事務の効率化を図ることで安定した行政サービスの確保及び財政運営を実現し地域の持続的発展に資するもの
		コンビニ交付事業	市	個人番号カードを利用し市民環境課窓口で交付している証明書の一部をコンビニで取得できるようにすることで住民の利便性を向上させることにより地域の持続的発展に資するもの

		マイナンバーカードの普及事務及び付帯事務	市	マイナンバーカードの申請促進及びスムーズなマイナンバー関係手続きを行うことで住民の利便性を向上させることにより地域の持続的発展に資するもの
		窓口現金・キャッシュレス管理業務DX化事業	市	市役所窓口での証明書発行手数料の支払いについてキャッシュレス対応のレジスタを利用することで住民の利便性を向上させることにより地域の持続的発展に資するもの
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	生活交通路線バス対策事業	市	市民の日常生活に必要な移動手段の確保・提供を図ることで、暮らしやすいまちをつくり、地域の持続的発展に資するもの
		地域公共交通整備事業	市	公共交通の空白地を中心にデマンド型交通システムを導入することで交通手段の確保・提供を図り、地域の持続的発展に資するもの
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て応援・定住促進事業	市	本市への定住を目的に、住宅の新築・購入等を行った方へ助成を行い、定住人口の拡大及び地域の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		機械除雪オペレーター人材育成事業	市	除雪オペレーターの確保により持続可能な除雪体制の構築を図り、暮らしやすさを向上させ、地域の持続的発展に資するもの
		民間賃貸住宅建設支援事業	民間	民間事業者が市内に賃貸住宅を建設する際に建設費を補助することにより市内住宅供給の推進を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		空き家等対策推進事業	市	空き家の適正管理及び利活用を推進し、移住・定住の促進を図ることで地域の持続的発展に資するもの
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障がい(児)者医療給付事業	市	障がい者への医療費の助成を行うことにより誰もが暮らしやすいまちづくりを図ることで地域の持続的発展に資するもの
		子育て支援医療給付事業	市	高校生までの医療費を無料化することで安心した医療サービスを確保し、子育て支援の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		ひとり親家庭等医療給付事業	市	ひとり親の生活の安定と自立促進により、子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		母子保健事業	市	妊娠期から子育て期にわたるあらゆる世代の健康維持・促進の支援を行い、異常の早期発見・早期治療等を行うことで安心できる子育て環境を構築し、地域の持続的発展に資するもの
		子育て世代包括支援事業(こども家庭センターぽっぴー一む事業)	市	母子保健コーディネーターが子育て世代の個別ニーズを把握し切れ目のない支援を行うことにより地域の持続的発展に資するもの
		未熟児養育医療給付事業	市	未熟児の養育医療費の給付を行うことにより子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの

		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	市	高齢者の健康増進を図り、出来る限りすこやかに過ごせる社会の実現のため、保健事業と介護予防を一体的に実施することで地域の持続的発展に資するもの
		在宅福祉事業	市	高齢者等が安心して暮らせるよう支援を行い、安全の確保や介護負担の軽減を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		老人保護措置費関係経費	市	老人福祉法に基づき養護等が必要な高齢者に対し、老人ホームへの措置入所を行うことで安全な生活環境を確保し、地域の持続的発展に資するもの
		障がい者自立支援給付事業	市	障がい福祉サービス、自立支援医療等に給付を行い、障がい者の経済的負担の軽減を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくることで地域の持続的発展に資するもの
		重度心身障がい児介護者支援金支給事業	市	対象児の介護者に支援金を支給することで障がい児をもつ家庭の経済的負担軽減により地域の持続的発展に資するもの
		重度障がい者介護者激励金支給事業	市	重度障がい者介護者に激励金の支給を行うことにより介護サービスの充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		特別障がい者手当等給付事業	市	障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過措置福祉手当の支給を行い、だれもが暮らしやすいまちをつくることで地域の持続的発展に資するもの
		地域子育て支援拠点事業	市	子どもの遊びの場や交流の場を整備することにより子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		子育て世帯支援事業(中学生スタート応援券)	市	子育て世帯の中学校入学時の負担軽減を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		子育て世帯支援事業(小学校入学応援事業)	市	子育て世帯の小学校入学時の負担軽減を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		ひとり親家庭等子育て応援金給付金事業	市	ひとり親世帯および低所得世帯の経済的負担軽減を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		病児保育利用料助成金	市	病児保育の負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備を行うことで地域の持続的発展に資するもの
		子育て応援手当支給事業(在宅保育手当)	市	在宅保育をしている世帯の経済的負担の軽減のため、手当金を支給し子育ての応援を行うことで地域の持続的発展に資するもの
		障がい児保育受入促進事業	市	障がい児受け入れに対する補助を行うことで障がい児における保育の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		医療的ケア児受入促進事業	市	医療的ケア児の受け入れに対する補助を行うことで医療的ケア児における保育の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		幼児教育・保育給食完全無償化事業	市	保育施設等の給食費を無償化することで子育て世帯の負担軽減を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	健幸まちづくり事業	市	健康増進法に基づく健康増進事業を実施し、健康寿命の延伸及び医療費の削減により安定した財政運営を実現し、地域の持続的発展に資するもの
		休日診療所運営事業	市	休日診療所を開設することで、医療サービスの充実を図り、地域の持続的発展に資するもの

		北村山公立病院組合負担金	組合	基幹病院を維持することで医療を受けられる環境を整備し、安心な生活環境の提供を図ることで地域の持続的発展に資するもの
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	交通安全教育の推進	市	交通安全教室等を実施し、交通安全意識を養い、交通事故の防止を図ることで安全なまちづくりを行い、地域の持続的発展に資するもの
		小中学校(子育て支援)給食費補助事業	市	給食費を補助することで安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することで地域の持続的発展に資するもの
		中学校給食事業	市	学校給食法に基づき、安全安心な学校給食の提供を図ることで、健全な教育環境を確保し、地域の持続的発展に資するもの
		小学校給食事業	市	学校給食法に基づき、安全安心な学校給食の提供を図ることで、健全な教育環境を確保し、地域の持続的発展に資するもの
		むらやま夢・体験プラン推進事業	市	体験型学習活動を行い、地域に根差した特色のある学校づくりの推進を図ることで、教育環境を充実させ地域の持続的発展に資するもの
		授業改善・学力向上のためのきめ細やかな支援事業	市	不登校児へのカウンセリングや教師のスキルアップ支援等を行うことで、教育環境の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		むらやまインターナショナル・キッズ事業	市	外国語授業研究の実施やイングリッシュキャンプを実施し、国際力向上による教育の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		教育ICT環境推進事業	市	校務用パソコンや校務支援システムの配備により安全なICT教育を推進することでよりよい学習環境を提供し、地域の持続的発展に資するもの
		小学校ICT環境整備事業	市	情報活用能力向上のために各学校でのICT環境を整備することで教育環境の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		中学校ICT環境整備事業	市	情報活用能力向上のために各学校でのICT環境を整備することで教育環境の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		ICT教育支援員配置事業	市	ICT支援員を配置し、ICT活用力の向上を促進することで教育環境の充実を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		生涯教育推進事業	市	様々な学習機会を得られるよう支援することにより豊かな学習環境の整備を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		生涯スポーツの普及・市民一人1スポーツの推進	市	市民一人ひとりが、どこでもいつまでも安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、健康な心と体づくりを促進することで地域の持続的発展に資するもの
		競技スポーツの推進	市	全国大会出場者への支援、指導者の育成とスポーツ合宿の誘致など、スポーツを通じた地域の活性化を促進し、持続的発展に資するもの
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域活動推進交付金事業	市	地域活動の支援を行うことで、地域の活性化や地域振興の推進を図ることにより地域の持続的発展に資するもの
		各地域活動推進事業	市	各地域市民センターに地域専門員等を配置し、地域行事の推進や避難所の開設等の地域の活性化や防災の向上を図ることで地域の持続的発展に資するもの

		コミュニティ助成事業	任意団体	宝くじの収益事業を財源とした地域コミュニティ事業を実施し、地域活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	村山市史サイドブック編集事業	市	村山市史サイドブックを発行することにより歴史への興味を深め、文化の伝承を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		芸術文化振興事業	市	質の高い芸術に触れる機会を提供することで、文化の伝承や郷土への愛着を醸成することにより地域の持続的発展に資するもの
		文化財に関する整備・保存・活用事業	市	文化財の整備・保存・活用することで文化の伝承や郷土への愛着を醸成することにより地域の持続的発展に資するもの
		最上川美術館活用促進事業	市	魅力的な展示を行い質の高い芸術に触れる機会を提供することで、文化の伝承や郷土への愛着を醸成することにより地域の持続的発展に資するもの
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	木質バイオマス利用拡大支援事業	市	木質バイオマス燃焼機器の導入支援により、再生可能エネルギーの利用促進を行い、環境保全を図ることで地域の持続的発展に資するもの

村山市過疎地域持続的発展計画

（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 3 月策定

編集・発行 村山市政策推進課

山形県村山市中央一丁目 3 番 6 号

電話 0237-55-2111（代）